

2019年6月21日  
株式会社神戸製鋼所

**証券取引等監視委員会による当社従業員に対する課徴金納付命令の勧告について**

本日、証券取引等監視委員会から、2017年10月8日に当社が品質に関する不適切行為を公表する前に、その情報を知り得た従業員が当社株式の売買を行ったとして、当社従業員2名による当社株式の売買取引が金融商品取引法違反（インサイダー取引）に該当するとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、上記2名に対する課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨が公表されました。

当社では、インサイダー取引防止規程を設け、また、従業員には社内研修等を通じてインサイダー取引の防止に取り組んでまいりました。

そのような中で、このような事態が発生したことは誠に遺憾であります。

当社は、今回の勧告を厳粛に受け止め、今後更なる社内体制の強化と社内教育を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上